

(配布用)

令和3年 第3回

甲賀広域行政組合議会

定例会 会議録

令和3年9月28日
於 甲賀広域行政組合庁舎

令和3年第3回甲賀広域行政組合議会定例会会議録

令和3年第3回甲賀広域行政組合議会定例会は、令和3年9月28日 甲賀市水口町水口6218番地 甲賀広域行政組合庁舎に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

- 1番 小 河 文 人
- 2番 林 田 久 充
- 3番 山 中 修 平
- 4番 辻 重 治
- 5番 山 岡 光 広
- 6番 桑原田 美知子
- 7番 大 島 正 秀
- 8番 赤祖父 裕 美
- 9番 加 藤 貞一郎
- 10番 松 原 栄 樹

2 不応招議員は、次のとおりである。

な し

3 出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

欠席議員は、不応招議員と同じ

5 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は、次のとおりである。

管理者	生 田 邦 夫
副管理者	岩 永 裕 貴
監査委員	山 川 宏 治
会計管理者	寺 田 カオル
事務局長	水 野 誠 治
総務課長	中 溝 慶 一
衛生課長	松 本 博 彰
衛生センター所長	中 島 史 尚
消防長	本 田 修 二
消防次長兼危機管理課長	川 島 辰 道
消防次長兼水口消防署長	西 出 敏 夫
消防次長兼湖南中央消防署長	松 田 武比古
消防総務課長	菊 田 和 広

6 本会議の書記は、次のとおりである。

水 田 雅 子
小 林 慎 司

7 議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第7号 令和2年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定
について

日程第4 議案第8号 令和3年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第3号）

日程第5 一般質問について

8 会議事件は、次のとおりである。

会議事件は、議事日程のとおりである。

9 会議の次第は、次のとおりである。

（開会 午後2時15分）

議長（辻重治） それでは議会議員の皆様、本日は何かと御多忙の中を組合議会に
御出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和3年第3回甲賀広域行政組合議会定例会を開会いたしま
す。

開議に先立ち、管理者から御挨拶があります。

管理者。

管理者（生田邦夫） 本日、令和3年第3回甲賀広域行政組合議会定例会の開会を招
集いたしましたところ、議員各位には、御多忙の中、御参集賜り、誠にありが
とうございます。

それでは、当面の報告を兼ねて御挨拶をさせていただきます。

衛生関係では、まず、ごみ処理施設基幹的設備改良工事について、計画通り
進捗をしております。また、先般7月には共通系設備工事の施工により、16
日間に及ぶ全焼却炉の停止をいたしました。その間、搬入されたごみを外部の
民間処理施設に搬出し、関係市、関係機関の協力のもと、市民生活への影響を
及ぼすことなく、計画通り施工することができました。この場をお借りしまし
て、お礼申し上げます。

現在、工事中の3系焼却炉は、10月中旬に工事が終了し、その後試運転を
開始する予定です。試運転では、稼働中の性能確認などを行い、令和3年度末
に引き渡しを受ける予定です。

衛生センターのし尿処理施設、ごみ処理施設の操業につきましては、コロナ
禍に対する感染防止対策を徹底いたしまして、安定した操業を続けております。
続きまして、消防関係です。

消防関係につきましては、先月の新型コロナウイルス感染症患者の救急事案
と移送事案が、合わせて20件を数えました。

出動の際には、隊員が十分な装備をし、感染防止の徹底を図るとともに、日
常業務や私生活においても、職員一人一人が感染防止に取り組みながら、消防
行政の推進を図り、地域の安心と安全の確保に努めてまいりたいと考えており
ます。

さて、本日提案いたしますのは、令和2年度決算の認定、令和3年度補正予
算案件1件、合計2件でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりま
しての御挨拶といたします。

議長（辻重治） ただいまの出席議員は、10名です。

これから本日の会議を開きます。

（議会成立 午後2時18分）

議長（辻重治） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

議長（辻重治） 議事に先立ち、諸般の報告をします。

監査委員から、定期監査の結果及び例月出納検査の結果についての報告が4
件ありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願

ます。

議 長（辻重治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、1番、小河文人議員、
2番、林田久充議員を指名します。

議 長（辻重治） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（辻重治） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

議 長（辻重治） 日程第3、議案第7号、令和2年度甲賀広域行政組合一般会計歳
入歳出決算の認定についてを議題とします。
本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。
管理者。

管 理 者（生田邦夫） 議案第7号、令和2年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決
算の認定についての提案理由を御説明申し上げます。

令和2年度一般会計歳入歳出決算が、会計管理者から本職あてに提出があり、
去る8月20日に監査委員の審査を受けましたので、地方自治法第233条第
3項の規定により、監査委員の意見を付して、関係書類と併せて議会に上程し、
認定をお願いするものです。

令和2年度の決算状況につきましては、歳入総額35億1,653万6,000
円、歳出総額34億6,921万8,000円で、歳入歳出差引額は、4,731万8,000円となり、
翌年度に繰越すべき財源500万円を差し引いた実質収支額は4,231万8,000円となりました。

歳入におきましては、収入の約78パーセントを占める両市からの負担金2
7億3,262万7,000円のほか、し尿処理・ごみ処分手数料や、消防に係
る許認可事務・証明手数料など使用料及び手数料として、3億8,698万
6,000円を収入いたしました。

国庫支出金として、衛生関係で循環型社会形成推進交付金1,106万9,0
00円、消防関係で緊急消防援助隊設備整備費補助金70万4,000円を収
入いたしました。

諸収入におきましては、市指定ごみ袋に係る収入、県防災航空隊派遣にかか
る助成金及び交付金、高速道路支弁金など合わせて、1億9,854万3,00
0円を収入いたしました。

また、組合債では、衛生関係のごみ処理施設基幹的設備改良事業、消防関係
で救助工作車の更新、非常用電源設備の更新に合わせて1億4,180万円を借
り入れました。財産収入では、鉄スクラップの売払い、旧資機材搬送車の売却
等により合わせて102万3,000円収入いたしました。

次に、歳出におきましては、前年度と比べまして、8,937万4,000円
の減額となりました。

総務費では、職員1名分の給与等を消防部局からの出向により消防費から支
出したこと等により、前年度比1,059万8,000円の減額となる7,059
万1,000円を支出いたしました。

衛生費では、生し尿及び浄化槽汚泥を、年間約2万6,000キロリットル
処理し、一般可燃ごみにつきましては、年間約3万8,000トン进行处理しまし
た。ごみ処理施設の基幹的設備改良工事を実施していることから普通建設事業
費が増額となりましたが、通常補修の維持補修費が減額となり、前年度比6,6
39万8,000円の減額となる10億3,433万6,000円を支出いたしま

した。

消防費におきましては、経費の大半を占める消防職員の人件費をはじめ、甲賀分署設置の非常用自家発電設備の更新、湖南中央消防署配備の資機材搬送車を救助工作車へ昇格更新、搬送用アイソレーター装置の導入など、消防力の充実強化を図り、年度ごとの事業費の違いにより前年度比2,445万9,000円の増額となる18億5,132万2,000円を支出いたしました。

公債費におきましては、地方債にかかる元金償還及び利子として、5億1,227万2,000円を支出しました。

なお、細部につきましては、事務局から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

議長（辻重治） 事務局に対し、細部説明を求めます。

事務局長。

事務局長（水野誠治） ただいま上程いたしました議案第7号、令和2年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算について配布資料の決算書にて細部説明いたします。

配布資料の決算書1、2ページをお目通し願います。

最下段に記載の歳入合計について、予算現額34億9,921万円、調定額35億1,653万6,367円、収入済額35億1,653万6,367円不納欠損額、収入未済額無し、予算現額と収入済額の比較は1,732万6,367円となり、前年度対比では97.62パーセント、マイナス8,583万9,881円です。3款、国庫支出金において、11万円のマイナスが出ておりますが、これは基幹的設備改良事業に係る国交付金の算定にあたって、県と協議、確認のもと進めておりましたが、請求の段になってから事務費の算定方法に考え方の齟齬が分かったため生じたものです。

3ページ、4ページ最下段の歳出合計を御確認願います。

予算現額34億9,921万円、支出済額34億6,921万7,643円、翌年度繰越額500万円は消防費において消防本部電光掲示板移設更新工事に係る財源を繰越明許したものです。

不用額は2,499万2,357円、予算現額と支出済額との比較は2,999万2,357円です。対前年度比21.87パーセント増、金額にして538万2,370円増となっております。

5ページ、6ページをお願いします。ただいま申しましたとおり、歳入総額は35億1,653万6,367円、歳出総額は34億6,921万7,643円、歳入歳出の差引額は、4,731万8,724円となり、令和3年度に繰り越します。

歳入について、事項別明細にて款別に詳細説明いたします。7、8ページをお願いします。

1款、分担金及び負担金。総額27億3,262万7,000円を収入しております。前年度と比較しますと、3.78パーセント、1億747万5,000円の減です。議会、総務、衛生、消防、各事業ごとに定められた負担金分賦割合に応じて、構成市から負担願っております。甲賀市の負担額は17億8,490万1,500円、湖南市の負担額は9億4,772万5,500円となりました。

2款、使用料及び手数料。9、10ページをお願いします。行政財産使用料、清掃手数料、消防手数料として、総額3億8,698万6,000円を収入しました。前年度比、8.93パーセント、額にして3,794万4,450円の減となりました。コロナ禍で事業系のごみ搬入量が減少したことで、ごみ処分手数料が10.86パーセント、3,401万5,370円減少したことが主な要因と推測します。

3款、国庫支出金11、12ページをお願いします。総額1,177万3,0

00円を収入しました。

衛生関係でごみ処理施設基幹的設備改良事業に係る循環型社会形成推進交付金1,106万9,000円、消防関係で搬送用アイソレーター装置購入に係る、緊急消防援助隊設備整備費補助金70万4,000円を収入しました。

4款、繰越金。前年度繰越金4,378万4,235円を収入しております。前年度比、3.77パーセント、158万8,802円の増です。

5款、諸収入。11、12ページをお願いします。総額1億9,854万2,865円を収入しました。前年度比1.58パーセント、317万9,964円減です。預金利子、雑入及び弁償金になります。

主な雑入として、市指定ごみ袋収入1億6,071万4,800円、前年度比5.61パーセント、額にして954万3,800円の減、防災ヘリコプター運航調整交付金200万円、これは昨年と同額です。防災ヘリコプター運航連絡協議会派遣元助成金1,862万1,986円、これは前年度比26.93パーセント、額にして395万581円の増です。高速道路支弁金1,005万5,340円、前年度比49万4,505円の減になります。

また、弁償金として、総額154万2,219円を収入しました。消防本部電光掲示板損傷による125万4,000円など、事故による弁償金を収入しております。

6款、組合債。総額1億4,180万円です。衛生関係でごみ処理施設基幹的設備改良事業に1,980万円、消防関係で救助工作車の更新に1億1,730万円、甲賀分署の非常用電源設備の更新に470万円を合わせて借り入れました。いずれも近畿労働金庫になります。

7款、財産収入。15、16ページをお願いします。総額102万3,117円を収入しました。

鉄スクラップ売り払いで25万3,117円、更新した資機材搬送車の売却で77万円を収入したものです。

最下段になります。これら予算現額34億9,921万円、調定額35億1,653万6,367円に対し同額を収入しており、収入未済はございません。

続いて歳出について説明いたします。17、18ページをお目通し願います。

1款、議会費。現計予算額72万4,000円に対し、69万7,121円を支出、不用額2万6,879円、執行率は96.29パーセントです。議員報酬、費用弁償ほか、議会の開会に要する費用を支出しています。なお、令和2年度においては、定例会2回、臨時会3回の計5回を開催しております。

2款、総務費。現計予算額7,195万6,000円に対し、7,059万788円支出、不用額は136万5,212円、執行率は98.10パーセントです。

1項、総務管理費。現計予算額7,173万6,000円に対し、7,038万4,840円支出。不用額は135万1,160円、執行率は98.12パーセントです。総務部門の職員の人件費のほか、組合全般に係る人事給与、財務会計等の管理事務に要する経費を支出しました。

2項、監査委員費。21、22ページを御覧ください。現計予算額22万円に対し、20万5,948円を支出、不用額1万4,052円、執行率は93.61パーセントです。監査実施に要する経費と、監査委員の報酬、都市監査委員会の会費、負担金等を支出しております。令和2年度においては、コロナ禍で多くの会議、研修会が中止となったため、旅費等の支出が減少いたしました。

3款、衛生費。23、24ページの中段から御覧ください。当初予算額10億7,120万4,000円から補正予算で2,431万4,000円を減額した、10億4,689万円の現計予算です。これに対し10億3,433万5,435円を支出、不用額は1,255万4,565円、98.80パーセントの執行率です。

1目、清掃総務費。現計予算額3億8,992万5,000円に対し3億8,716万2,474円を支出、不用額276万2,526円、執行率は99.29パーセントです。衛生部門の職員に係る人件費、し尿汲み取り委託、排ガス、水質等の分析業務委託に係る経費を支出しております。また、27、28ページ最上段に記載しておりますとおり、414万7,000円をかけて、し尿処理施設長寿命化総合計画を策定しております。

2目、し尿処理費。衛生センター第1施設で行っている、し尿浄化槽汚泥の処理に要する経費です。現計予算額1億739万8,000円に対し、1億348万4,703円を支出、不用額391万3,297円、執行率は96.36パーセントです。消耗品費、光熱水費、薬剤などランニングコストのほか、設備修繕は計画的に行っております。29、30ページをお願いします。12節委託料では、し尿処理施設運転管理業務委託として民間に全面委託している経費、2,376万円を支出しています。

3目、ごみ処理費。31ページから36ページになります。第2施設で行っている、可燃ごみ等の処理に要する経費です。現計予算額5億1,476万9,000円に対し、5億889万858円を支出、不用額587万8,142円、執行率は98.86パーセントです。消耗品、光熱水費、薬剤費等のほか、市指定ごみ袋関係では、ごみ袋印刷費に3,228万3,128円、販売手数料として3,167万1,909円を支出、焼却灰処分の関係では、処分手数料4,477万3,300円、運搬業務委託費3,714万8,540円を支出しました。

退職者不補充、民間活力導入の観点から、第2施設の一部の業務も民間委託を進めており、31、32ページに記載の12節、委託料には可燃ごみ受入業務委託220万4,928円、これはシルバー人材センターです。搬入車両誘導等業務委託533万1,562円、粗大処理棟運転業務委託286万3,820円、これはJAゆうハートに支出しております。

33、34ページ。14節、工事請負費では、施設の性能を維持し、安定処理のため、定期点検整備工事に1億1,440万円、水銀問題に係る応急対策の活性炭の投入装置改良工事に126万5,000円を支出しました。

4目、ごみ処理施設整備事業費。35ページ、36ページを御覧ください。基幹的設備改良工事に係る経費です。現計予算額3,479万8,000円に対し、3,479万7,400円を支出、不用額600円、執行率は99.99パーセントです。令和2年度事業分は、総事業費の0.8パーセントになります。設計施工監理業務委託20万2,400円、本体工事費に3,459万5,000円を支出しました。

4款、消防費。35、36ページの中段からお目通し願います。当初予算額19億1,345万5,000円から4,912万8,000円を補正により減額した、18億6,432万7,000円の現計予算額で、支出額は18億5,132万2,177円で、執行率は99.30パーセントです。決算概要でも触れましたが、消防本部電光掲示板移設更新工事に係る財源500万円を繰越明許に設定したことで、不用額は800万4,823円です。

1目、常備消防費。現計予算額16億3,978万9,000円に対し、16億3,418万5,686円を支出、不用額は560万3,314円、執行率は99.66パーセントです。消防職員201名に係る人件費、研修費、旅費、貸与品費、各消防署間をつなぐ回線をはじめとする通信運搬費、庁舎管理費等の経費に支出をしております。

2目、消防施設費。41、42ページの中段からお目通し願います。現計予算額2億2,453万8,000円に対し、2億1,713万6,491円を支出、繰越明許費500万円、不用額240万1,509円、執行率は96.70パー

セントになります。消防車両等37台に係る消耗品、燃料費、点検整備費用、火災、救助、救急活動等に必要な備品、消耗品等の経費を支出しております。主なものとして、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線施設保守管理業務委託に2,674万7,600円、甲賀分署の非常用自家発電設備の更新に627万円、湖南中央消防署配備の救助工作車の更新に1億2,980万円、新型コロナ対策として搬送用アイソレーター装置の購入に140万8,000円を支出しました。

5款、公債費では、5億1,227万2,122円を支出しました。衛生関係11件、消防関係11件、合計22件の元金償還を行っています。令和2年度を以って、平成17年度借入れ、し尿処理施設資源化設備建設、平成22年度借入れ、し尿処理施設水処理設備整備、平成25年度借入れ、水槽付消防ポンプ自動車、消防救急デジタル無線実施設計に係る償還が終了しております。新たに平成30年度借入れ、全国瞬時警報システム受信機、はしご付消防自動車に係る元金償還、令和元年度借入れ、非常用電源、高規格救急自動車に係る利子の支払いが始まりました。

6款、予備費。45、46ページをお願いします。16万2,000円を総務費に充当し、消防ポンプ自動車脱輪事故、救急自動車事故に係る賠償金として支出しました。

以上、歳出は予算現額34億9,921万円に対し、支出済額34億6,921万7,643円、繰越明許による翌年度繰越額500万円により、不用額は2,499万2,357円となりました。

57、58ページをお願いします。歳入、歳出の構成割合を円グラフでお示ししております。

歳入では構成市からの負担金が77.71パーセントと8割近くを占めており、自主財源である使用料及び手数料が11パーセントといった状況です。歳出では、消防費が53.36パーセント、衛生費が29.81パーセント、公債費が14.77パーセントといった状況です。

61、62ページをお願いします。歳出を性質別経費分析表で表し、最下段が構成比を示しております。人件費が51.95パーセントと歳出全体の半分を占め、消費的経費である物件費が21.66パーセント、維持補修費が5.21パーセント、投資的経費である普通建設事業費が4.96パーセントといった状況です。

63、64ページをお願いします。地方債現債額の調書になります、64ページの下に記載のとおり決算年度末現在高は、12億1,742万7,000円です。順次償還を進めており、前年度末から3億6,298万2,000円減少している状況ですが、今後、ごみ処理施設基幹的設備改良事業の進捗により、令和3年度7億6,960万円、令和4年度、9億7,940万円、令和5年度、8億6,400万円を新たに借り入れる計画をしております。

65、66ページをお願いします。義務費として翌年度以降に予算計上が必要となる債務負担行為額の調書となります。

決算年度末時点では47億4,738万9,000円が債務負担の限度額となります。し尿処理施設運転管理業務委託8,283万円をはじめ、市指定ごみ袋取扱業務7,705万円、基幹的設備改良事業45億1,520万3,000円、ごみ処理施設粗大ごみ処理設備及び焼却灰処理設備管理業務委託2,385万9,000円については、債務負担行為を設定しております。

最後に、決算書69から72ページにおきましては、議会関係、総務関係、衛生関係、消防関係の各決算内訳表を掲載しております。

以上、令和2年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算につきまして、詳細説明といたします。

議長（辻重治） 以上をもって、提案理由の説明及び細部説明を終わります。

ただいま議題となっております、令和2年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算について、代表監査委員に審査結果の報告を求めます。

監査委員。

監査委員（山川宏治） それでは申し上げます。本定例会に付議されております、令和2年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の審査結果につきまして、その概要を御報告いたします。

管理者から提出された歳入歳出決算を、去る8月20日に決算審査を実施いたしました。歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書などの書類について、いずれも関係法令に適合しておりました。また、諸帳簿と照合し審査した結果、計数は正確であり、予算の執行状況及び決算の内容につきましても、適正なものと認められるものであります。

なお、本審査は甲賀広域行政組合監査基準に準拠しております。

それでは、主な内容につきまして御報告いたします。

決算概要は、歳入総額35億1,653万6,367円、歳出総額34億6,921万7,643円であります。歳入歳出差引額は4,731万8,724円となり、消防本部電光掲示板移設工事に係る財源500万円を繰越明許しておりますので、実質収支は4,231万8,724円の決算となりました。

まず、歳入につきまして、使用料及び手数料として3億8,698万6,150円を収入しております。

国庫支出金として総額1,177万3,000円を収入し、内訳として、衛生関係の基幹的設備改良事業に係る循環型社会形成推進交付金が1,106万9,000円、消防関係の搬送用アイソレーター装置に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金が70万4,000円となります。

諸収入として、1億9,854万2,865円を収入しており、市指定ごみ袋に係る収入が1億6,143万4,800円となります。

他に滋賀県防災航空隊派遣に係る交付金及び助成金として2,062万1,986円を収入し、高速道路の活動支弁金として1,005万5,340円を収入しています。

また、組合債は、衛生関係でごみ処理施設基幹的設備改良事業に係る1,980万円、消防関係で救助工作車の更新、非常用自家発電設備1基の更新に係る1億2,200万円を収入しています。

これら以外、収入の大部分である77.71パーセントは、組合を構成している甲賀市、湖南市からの負担金で賄われており、27億3,262万7,000円を収入しております。

続きまして、歳出について決算額を目的別にみますと、衛生費は10億3,433万5,435円を執行し、全体の29.81パーセントを占めています。

消防費は18億5,132万2,177円で全体の53.36パーセントとなっております。

地方債の償還にかかる公債費は5億1,227万2,122円であります。

性質別にみますと、職員給与をはじめとする人件費が歳出全体の半分以上の18億216万4,544円で51.95パーセントを占めております。次いで業務委託料や電気、燃料、薬剤費などの消費的経費である物件費が7億5,132万3,687円で21.66パーセントを占めており、庁舎や設備に係る維持補修費には1億8,093万9,715円を支出し、歳出全体の5.21パーセントとなっております。

また、衛生関係のごみ処理施設基幹的設備改良事業、消防関係の救助工作車更新、非常用自家発電設備1基の更新など、普通建設事業費は、1億7,227万5,400円となっております。

これらの予算は、適正に執行されており、現金、財産について適切に措置されておりました。

結びになります。本組合は甲賀市、湖南市の約6万1,000世帯、14万4,000人余りの市民生活の礎といえるし尿処理、ごみ処理及び常備消防という重責の業務を担っておりますが、新型コロナウイルスの蔓延による社会経済活動の低迷に伴う厳しい財政状況の中、それぞれの業務目的達成のために、真に必要なとされる施策を十分に検討、判断、決定のもと、必要な部分に必要な資源を投入し、適切な事業規模を確保していくことが、快適な生活環境の維持、向上へと繋がっていくものと考えております。

今後も構成市との連携を強固にし、一層の経済性、効率性、有効性、透明性に留意した適正な事務運営を望むものであります。

以上、令和2年度甲賀広域行政組合一般会計決算審査の概要報告とさせていただきます。

議 長（辻重治） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（辻重治） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第7号、令和2年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（辻重治） 挙手全員です。

したがって、議案第7号、令和2年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決しました。

議 長（辻重治） 日程第4、議案第8号、令和3年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管 理 者（生田邦夫） 議案第8号、令和3年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の提案理由を御説明申し上げます。

本補正予算案は、歳入歳出それぞれ6,380万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ46億6,189万4,000円とするものでございます。

歳入におきましては、確定した前年度繰越金を、繰越金に計上し、衛生関係では、本年度における、ごみ処理施設 基幹的設備改良事業費の財源内訳を確定し、国庫補助金が増額となり、組合債及び一般財源を減額いたしました。

負担金につきましては、それぞれ負担区分に応じて減額いたしました。

歳出につきましては、総務費 一般管理費において、消防部局からの出向により人件費を減額、監査委員費では、全国、近畿 都市監査委員会研修会等の中止に伴う経費を減額し、総務費として958万6,000円を減額いたします。

衛生費では、人事異動等による人件費の増額、ごみ処理施設整備事業費における、外部搬出に係る委託料等の減額により、376万4,000円を減額いたします。

消防費では、退職による職員減のほか、新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業の中止等により、給料、職員手当、共済費等を減額、また、教育課程の中止変更等により、旅費、消防学校等負担金を減額し、消防費として5,021万3,000円を減額いたします。

公債費につきましては、令和2年度に借入れました消防債の利子確定により、24万円を減額するものです。

また、複数年度にわたる事業に係る債務負担行為ですが、令和4年度の市指定ごみ袋取扱い業務、ごみ焼却灰等運搬業務委託、ごみ処理施設基幹的設備改良工事に伴う可燃ごみ外部搬出処理業務委託、来年度の人員体制計画によるごみ処理施設粗大ごみ処理設備及び焼却灰処理設備管理業務委託について、本年度中に契約を結ぶ必要があるため、令和3年度から令和4年度までを期間とする、債務負担行為を追加いたします。

また、事業計画の見直しにより、ごみ処理施設の2トンダンプの購入につきましては、債務負担行為を廃止いたします。

なお、細部につきましては、事務局から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（辻重治） 事務局に対し、細部説明を求めます。

事務局長。

事務局長（水野誠治） 失礼します。議案第8号、甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第3号）につきまして、只今、管理者からご説明申されました内容と重複する部分がございますが、御容赦願ひ、細部説明をいたします。

補正予算書の6ページの歳入歳出補正予算事項別明細からでございます。

1款、分担金及び負担金。前年度繰越金の確定、交付金事業の事業費割合の再精査、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、歳入歳出を見込み、負担金を総額1億175万3,000円減額いたします。内訳といたしまして、甲賀市に6,498万3,500円、湖南市に3,676万9,500円。詳細については、8ページをお目通し願ひます。

続きまして、3款、国庫支出金。当初予算では、ごみ処理施設基幹的設備改良事業の財源内訳として、全体工事費の68パーセントを交付対象事業として予算計上しておりました。施工監理委託業者と協議、見直しを実施し、交付対象事業が76パーセントとなり、財源内訳を確定いたしました。これを受けて、本年度分の国交付金を3,166万2,000円増額するものでございます。

4款、繰越金。前年度繰越金額の確定により当初予算より1,868万8,000円が増額となります。

6款、組合債。先程申しましたとおり、今年度のごみ処理施設基幹的設備改良事業の国交付金の増額により、起債対象事業が減となり、地方債が1,240万円の減額となります。

次に歳出の詳細について、御説明申し上げます。10ページ、11ページをお目通し願ひます。

1款、総務費。一般管理費、消防本部から事務局へ出向の者の人件費等942万円を減額するものです。

2款、監査委員費。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、全国、近畿地区の都市監査委員会の総会、研修会が中止となったため、これに係る監査委員の費用弁償及び旅費等について、16万6,000円を減額するものです。

3款、衛生費。1項1目清掃総務費では職員の人事異動に伴い、人件費、給料分になりますが、313万6,000円増額、1項、4目、ごみ処理施設整備事業費で、基幹的設備改良事業に係る、可燃性ごみ外部搬出経費について、執行残690万円を減額いたすものです。これらのことから、3款、衛生費についてはトータル376万4,000円を減額いたすものです。

4款、消防費。5,021万3,000円の減額となります。年度途中退職者の人件費、新型コロナウイルス感染症の影響による事業見直しにより職員手当、消防学校、消防大学校等、入校の各入校負担金、旅費をそれぞれ減額するものでございます。

5款、公債費。24万円の減額。令和2年度に借入いたしました消防債の利子確定により減額するものでございます。

最後に、債務負担行為につきまして、令和4年度の衛生センターの業務体制につきましては、今年度末の定年退職者は無く、今年度と同様として、ごみ処理施設粗大ごみ処理設備及び焼却灰処理設備管理業務を民間へ委託する体制とし、今年度中の契約締結を行い、新年度当初から安定、継続した施設運営体制を整え、業務に臨むこととして計上するものでございます。

また、市指定ごみ袋取扱業務、ごみ処理施設の基幹的設備改良工事に伴います可燃性ごみ外部搬出処理委託、ごみ焼却灰等運搬業務委託、ごみ処理施設粗大ごみ処理設備及び焼却灰処理設備管理業務委託の4件については、新年度当初から必要となる業務として債務負担行為を計上するものでございます。

また、廃止については、本年度の組合事業全般の再精査を行う中で、2トンダンプの購入計画を見直し、廃止するものでございます。

以上、議案第8号、甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の細部説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（辻重治） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（辻重治） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第8号、令和3年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻重治） 挙手全員です。

したがって、議案第8号、令和3年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

議長（辻重治） 日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

8番、赤祖父裕美議員。

8番（赤祖父裕美） それでは、議長の御指名により一般質問をさせていただきます。質問項目は1点です。その大きく4点質問させていただきます。

昨年からの新型コロナウイルス感染拡大により、9月30日まで滋賀県も緊急事態宣言が発令され、多くの市民は今までに経験したことのない不安の中での生活を強いられています。救急出動件数は、消防統計を見ましたら2,613件、前年同期に比べ189件の増加となっています。高齢化も重なり、コロナ感染者対応に消防の皆さんも大変多忙な毎日を送られておられることに心から感謝を申し上げます。

人命を救うという使命のもと、感染リスクを抱えている職務ではありますが、感染者も出さず、その勤務状況も過度になっていないか心配をしています。

また、千葉県柏市で起きた、コロナに感染した妊婦の受け入れ先が見つからず、自宅での出産となり、赤ちゃんが亡くなるといった悲しい事案もありました。迅速な対応が求められ、平成29年9月議会でも提案いたしました、佐賀県での取り組みの進捗状況にも再度お聞きしたいと思います。

1点目、救急搬送状況について。2点目、職員の勤務体制について。3点目、救急の適正利用は守られていますか。4点目、適切な救急搬送先の迅速な把握、決定のためICT化の導入についてをお聞きします。

議長（辻重治） 質問に対する答弁を求めます。

消防長。

消防長（本田修二） 失礼します。赤祖父議員の御質問にお答えします。

では、1点目の救急搬送状況についてでございますが、令和3年中における救急出動件数につきましては、8月末時点での件数になりますが、3,623件となっております。昨年同月比で261件の増、8パーセントの増ということでございます。令和元年同月比では、166件の減、マイナス4パーセントとなっております。これは、ステイホームが定着したその前の年の影響が大きいものと捉えております。

次に2点目の、職員の勤務体制についてでございますが、幸い、甲賀消防では、コロナの国内発生から現在に至るまでの間、職員が新型コロナウイルスに感染した例はございませんので、通常どおりの勤務体制を維持しております。

続きまして3点目の救急車の適正利用は守られているかの点になります。

一般に、救急患者の傷病程度といいますと、初診時における医師の診断、医学的所見に基づき分類されるものでございますので、消防機関において定量的に把握、判断するのは難しい事項ではありますが、甲賀消防管内で発生した全救急搬送人員に占める軽症者の割合を過去5年で比較していきますと、平成28年、29年では約56パーセントで推移、平成30年、令和元年では約59パーセントに上昇し、昨年になりますと、約54パーセントまで低下、本年8月末時点で申し上げますと、約51パーセントの水準となっております。なお、毎年、滋賀県が作成されております、消防防災年報によりますと、県内で発生した全ての救急事案のうち、軽症者が占める割合は、例年、50パーセント後半から60パーセントの間で推移していることが伺えますので、甲賀消防におきましては、県の平均値を下回っている状況であると認識しております。

しかしながら、総務省消防庁が取りまとめる最新の救急救助の現況によりますと、その全国平均は48パーセントに留まっておりますので、引き続きの啓発が必要であると考えております。現在、甲賀消防といたしましても、救急車への啓発ステッカーの貼付、ホームページ上での関連記事の掲出、又、車両広報等の取組も行ってありますが、引き続き、組合議員の皆様方からも地域の方々に対しまして救急車の適正利用に関するメッセージをお届けいただくなど、この活動がより幅広く効果的なものとなりますよう、今後とも御協力を賜りたい、このように考えております。

最後、4点目でございますが、適切な救急搬送先の把握、決定のためのICT化の導入について御説明いたします。

現在、甲賀消防では、滋賀県が各消防本部に配布しております、滋賀県救急医療情報システムタブレットというものを各署所に配備しまして、医療機関の宿日直情報や空き病床数などの応需情報の確認用情報端末として活用しております。これにより、その日ごとの大まかな病院の受入体制を把握することが可能となっております。なお、救急事案に関しましては、滋賀県が策定します傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準というものに従い、直近医療機関の選定を考慮することとなっておりますので、これらの情報を参考に、救急隊の判断により直近で対応可能な医療機関に対する受入交渉を行っているという状況でございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（辻重治） 赤祖父議員。

8 番（赤祖父裕美） 救急搬送の状況をお聞きしました。増加をしている点もあるように伺いました。

滋賀県では、統合調整本部である、COVID-19災害コントロールセンターと甲賀保健所と連携をしていると思うんですけども、消防本部との住み分

けはどうなっているのか、ニュースを聞く所にありますと、保健所のみが対応している市町もあるように伺いますが、今の話でしたら甲賀消防もコロナ患者さんの対応はしていただいているように思いますが、その住み分けのところをもう少しお聞きしたいと思います。

それと、勤務体制ですが、感染はされていないので通常の体制でという具合に伺いました。通常でも多い患者の方がおられる、又、救急搬送後の消毒、アイソレーター装置などの消毒なども大変過度な仕事になっているのではないかと思いますけれども、職員の方々の休息、そういった時間はしっかり取られておられるのかどうか、どのように進めておられるのか、その点についてお聞きをいたします。

それから、救急車の適正利用についてですけれども、私もホームページからダウンロードさせてもらいました。このようなものを出しておられますけれども、今もお伺いをしましたが、しっかりと啓発をしていくということは、私たち議員にも課せられた使命であろうと思っています。本当に救急車が必要ですかという風にこのチラシにも書かれていますが、管内8台の救急車の中で、その対応をされているということで、今後もしっかりと対応をお願いしたいと思います。この点につきましては、回答は結構です。2点についてお願いします。

議長（辻重治） 消防長。

消防長（本田修二） 失礼いたします。赤祖父議員の再質問にお答えさせていただきます。

前後して申し訳ございません。まず、職員の休憩時間につきましてですが、十分に確保できているのかどうかといったことでございます。

本年と昨年の出動件数はそれ以前と比較しますと、微減傾向と言いますか、若干減っているように承知しております。コロナ禍にあっては、この救急が頻発する状況にありません。なお、救急事案に関しましてもこれまでに連続するような救急隊が出動するケースは時折発生しております。このような状況に対応すべく、甲賀広域行政組合消防職員服務規程というものにおきまして、休憩時間の振り替え規定を設けております。出動により食事がとれなかった、或いは、休憩時間がとれなかった、こういった職員に対し、所属長の指示によりまして、別途、食事時間或いは休憩時間を振り分けて付与するなど、こういった形で義務付けを行っております。更には所属長判断でございますが、出動回数を考慮した中、適宜、隊員の入れ替えを行い、特定の職員に業務が偏重することがないように配慮し、職員の心身負担の軽減を図っていると、このような状況でございます。

続きまして、滋賀県COVID-19災害コントロールセンター或いは保健所との連携でございますが、甲賀消防としましては、原則として、滋賀県COVID-19災害コントロールセンターからの移送要請依頼に基づき、まずは滋賀県が保有する移送車両、或いはそれが叶わない場合は民間救急が一次、二次的には対応ということでございます。しかしながら、これらが叶わない場合につきましては、本来所管事務が県が行うべき業務である新型コロナウイルス感染患者等の移送業務に協力しまして、その場合可能な限り保健所職員の同乗をお願いするといった状況でございます。また、活動後の車両内外の除染、消毒につきましても、出動した隊、その隊員以外の職員で構成する除染隊というものを基本2名体制でございますが、それにより実施をし、患者の収容室内はもとより、各座席に至るまで、救急車が二次感染の要因とならないよう、感染経路となりうる全ての部分を完全に消毒し、次の出動に備えていると、このような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（辻重治） 赤祖父議員。

8 番（赤祖父裕美） コロナ対策については、県の事業ということでそれぞれに分担をして、又、甲賀消防の方も一緒になってされていることはよく分かりました。

もう1点、最後のところなんですけれども、以前に質問しました佐賀県の対応ですけれども、今、タブレットを持っておられて、その日ごとに把握が可能になったということでもあります。少し進んだのかなと思っていますが、前回質問をした時には、滋賀県全体として取り組むことを今後どうされていますか、どう思っておられますかということで質問をしておったのですけれども、その適切なマッチング等がこのタブレットの部分でしっかりなされているのか、また県の方に要望というのは各市町からそういう意見が出されているのかどうか、県に対する意見等が出されていたのかどうかという所がもしお分かりでしたら、管理者の方に、もしよろしければお聞きしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

議 長（辻重治） その場において暫時、休憩したいと思います。

（休憩 午後3時32分）

（再開 午後3時33分）

議 長（辻重治） 休憩前に引き続き、会議を再開します。
管理者

管 理 者（生田邦夫） すいません。赤祖父議員から言われた、そのタブレットの話、よく把握していないので、違う質問していただいたら答えられるけれども。ごめんなさい、もう1回、現場の者から説明します。その後で、ということをお願いします。

議 長（辻重治） 消防長。

消 防 長（本田修二） 失礼いたします。私の記憶する中で、平成29年の9月議会で佐賀県の事案に関して、赤祖父議員の方から御質問いただいた内容かなと思っています。このケースでございますけれども、佐賀県の職員さんが、一刻も早く医療機関に救急搬送するにはどのようにすればいいのかといったことから、当時その救急自動車に乗り込みというか無理矢理乗られて、救急車内をいかにコントロールして、医療機関に素早くアプローチできる方法を現場を見ながら考えた上で、佐賀県域として取り組まれたものと承知しております。

本来でありますと、滋賀県で言いますと、防災危機管理局、或いは健康福祉部等が、このような佐賀県のシステムを構築して、県内全域で実施できるよう進めるべきものであるのかなという風に理解をしておりますし、従いましてこの県下消防本部が、個々に単独で、独自に進められるものではございませんので、これはシャープ7119といった事業、これは、医療機関の県内の情報案内というものでございますが、こういった点も滋賀県としては県域全体で進められておりませんので、今後、県内消防機関としましても県の消防長会等を通じて県に提案、要望をしてみたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（辻重治） 管理者。

管 理 者（生田邦夫） ごめんなさい。本田君が説明してくれましたが、未だによく分かりません。このタブレットをどうやこうやという話が、果たして効果があるのかどうかということ、もう1回、現場で確認をします。このように思います。それが果たして。ごめんなさい、未だによく分からない、その仕組みが。で、救急の場において、その仕組みを変えているのは、救急車の中から直接、医療機関に電話して、救急車の中からですよ。指令本部を通すのではなしに、指令本部とも連絡を取りますが、救急車に乗っている救急隊員が直接、医療機関と連絡を取り合いながら、少しでも早く救急搬送をしようという形の仕組みを取っています。

良い面があるのは、要するに時間短縮をしようということ。それと現場にいる者たちが、その目の前の患者さんを見ながら、状況を把握して、その目の前の状況が分かるというので、一番良いと思います。

救急本部に回しているということになれば、時間的なロスもありますし、ロスというのは失礼に当たりますが、時間がかかりますのと、また現場の人たちにもう1回問合せをして、指令部の人たちが病院とやり取りをするということですので、また聞かなければならないという手間がかかりますので、今現在の方向としては、救急車の中から直接、病院とやり取りしながらしているというこの仕組みについては、一面的には問題もあるんですが、時間の短縮もあって良いと思います。

それから、余計なことを申しますが、救急隊、消防隊員の人たちよく気張っていると思います。一番最初に甲西町に来た時のメンバーが今、幹部なんです。一緒に始めて、引退した子もいるけども、それでよく気張っていると思います。お互いに若かった時から一緒に仕事をしてきましたので、よく分かります。性格までよく分かっています。

よく気張っていると思いますが、更にお願ひしたいのは、今後、救急の体制のこともありますが、例えば、今後とも女性活躍になってくると思うんです。そうした場合に、それぞれの消防、救急隊のところに、やっぱり女性が活躍してもらう場が必要になると思います。それで、女性のトイレがない消防署があると。男性用しかない。もう1つは、女性隊員が仮眠する所がない。女性隊員がシャワーを浴びる場所がない。そういう所が3箇所ほどあるのかな。3箇所よりまだあるんでしょう。

皆さん建物の耐震構造がどうやこうやと言いますが、それも誠に大事なところなんです、女性隊員を雇用して、それぞれの所に配置しても、今言いましたように女性用のトイレがない、女性用のシャワーがない、女性用の仮眠室がないという所がまだ3箇所ほどあるんです。これについては早急に、耐震とかいうことではなしに、やっぱり前近代的やと思います。そこについての御配慮をお願いしたいと思います。お願いしておきます。

もう1つは救急体制のことがありました。今日も朝から甲賀病院のところであったようですが、甲賀の中で凡そ解決したいと思っております。甲賀消防の中で解決したいと思ってありますが、ならないと。遠い所まで搬送しなければならぬという実態があります。特に小児の救急体制に関しましては、滋賀県は、7つでいって欲しいんですが、7つにならない。4つです。救急を受け取らない。そういう体制になってしまっています。救急体制としては7ブロックに分けていると言いながら4ブロックにしなければならない。そうすると遠くまで搬送しなければならないということがあります。色々問題があると思います。

それからもう1つ発言しますと、コロナの対応に関しては、保健所があずかっております。第一義的には保健所があずかっております。この仕組みが機能しているというか、保健所のメンバーが精一杯のところだと思います。これをいつまでも保健所が管理する、扱うという形が果たしてこの時期になってもいいのかということを考えなければならない。という時期になっているのかなと思います。だから、そういう面では、医療、或いは救急隊のところに今まで以上に任せていただきたいと思います。任せていただくためには、色々しなければならないことがございますが、非常に機能的に動かすということが必要でございます。コロナに関しましては、封じ込めるということは無理でございます。ゼロを目指しているわけではございません。冷静に対応していきたいと思えます。そういう面から言うならば、救急隊員だけではなしに、或いは消防、或いは保健所だけではなしに、我々の側にも責任があるという、非常に冷静さが必

要になってきているんじゃないかなという風に思っております。

余計なことまで申しました。失礼いたしました。

議長（辻重治） これで、赤祖父裕美議員の一般質問を終わります。

続いて、5番、山岡光広議員。

5番（山岡光広） それでは、通告に基づきまして、大きく2点について、お伺いしたいと思います。

まず1つは、新型コロナウイルス感染症対策についてです。新型コロナウイルス感染拡大は、依然として深刻です。確かに新たな陽性者は減少しており、30日には緊急事態宣言も解除される見通しとなっていますけれども、このまま減少傾向が続けばという思いは勿論ありますけれども、年内に第6波が来るのではないかと、そういう不安の声もあるところです。

さて、大津では、陸上自衛隊の駐屯地で感染確認が合計228人となる、いわゆるクラスターが発生いたしました。そういうことも踏まえて次の2点についてお伺いしたいと思います。

まず1つは、甲賀広域行政組合は、消防関係、清掃関係ともに不特定多数の人との接触が多い職場です。どのような感染防止対策を講じているのか。仮に陽性者が発生した場合の対応マニュアルはできているのか。また仮にクラスターなどが発生した場合に、他の消防施設との応援協定等についてはどうなのかお伺いします。

2つ目は、この間の救急出動で、陽性者の搬送事例はどれだけなのかと。先ほど20件の事例があったとの報告がありましたけれども改めてお伺いしたいと思います。また、その時の対応は万全なのか、常にその後の検証はされているのかどうか、この点も搬送後の感染対策などについては、先ほど御答弁がありましたけれども通告していましたので、改めてお伺いしたいと思います。

もう1点は、甲賀広域行政組合消防本部のSNS発信について、お伺いしたいと思います。

甲賀広域行政組合消防本部として、フェイスブックの情報発信をされています。結構タイムリーな話題もありまして、いいねを押す機会もあります。現在517件がフォローされているようなんですけれども、そこで2点お尋ねをしたいと思います。

1点は、どの部署で発信をされているのでしょうか。もっと頻繁に更新をしても良いのではないかなと思うんですけれども、その体制とその計画についてお尋ねします。

2つ目は、今、非常に頻繁にやられているLINEについては発信する計画があるのかないか、その辺についてもお尋ねをしたいと思います。以上です。

議長（辻重治） 質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

事務局長（水野誠治） 山岡議員の一般質問にお答えします。私からは、清掃関係について、感染症対策についてお答えいたします。

令和2年9月に環境省から、廃棄物処理事業の従事者向けに、廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインが示されております。今年度8月18日付では、新型コロナウイルス感染症にかかる安定的な一般廃棄物処理の継続についての通知があるなど、これまで適宣、環境省から県を通じて、廃棄物処理事業継続のための感染防止に関する通知が発せられております。

これらを踏まえた具体的対策として、体温チェックや消毒、換気の徹底など、基本的な対策はもとより、体調の異変が判明した場合や、感染が判明した場合など対応マニュアルを作成しております。職員個々に対処する方法を周知しております。

仮に陽性者が発生した場合は、ごみ処理施設の稼働は本組合職員が行ってお

り、交代制勤務者のシフト変更、他部署の運転経験を有する者を代務者とする
ことを想定しております。応急的な体制を整えた事業継続をすることを計画し
ております。

し尿処理施設におきましては、運転管理受託者に対策マニュアルの作成等、
感染防止に努めた、事業継続の対策を講じることとしております。

安定した施設の稼働を最優先に、職員、委託業者とも感染症防止に対する意
識向上と、感染防止対策の徹底に努めてまいります。

消防関係に係る答弁については消防長から御説明いただきます。

議 長（辻重治） 消防長。

消 防 長（本田修二） 失礼します。では、1点目の職域における感染防止対策につ
きまして、消防サイドの状況でございますが、これは後の対応マニュアルの有無、
又、他の消防機関との応援協定とも関連性がありますので、併せて御説明申し
上げます。

議員御指摘のとおり、多岐に渡る消防業務でございますが、不特定多数の方
と接触する機会が多く、全体的な感染防止の観点で申し上げますと、まず、正
副管理者の格別なお力添えによりまして、滋賀県下、消防機関の中でも早い段
階で、職員のワクチン接種が叶い、非常に有効な対策となったところでござい
ます。

次に、来庁される方への対応としましては、庁舎入口での手指消毒、検温の
実施、来庁者記録表の記入提出に御協力いただくと共に、飛沫防止アクリル板
をとおした対応により感染防止対策を行っております。

また、救急現場における感染防止対策に関しましては、総務省消防庁が示し
ます、救急隊の感染防止対策マニュアルに従い、感染防止衣、マスクに加え、
ゴーグルやゴム手袋等の个人防护具を着用することを徹底してございまして、ま
た必要に応じてアームカバーやシューズカバーを装着するなど、標準予防策の
実践により、隊員の感染防止対策を講じている状況でございます。新型コロナ
ウイルス等感染症救急対応指針といった部内基準も策定しておりますし、こう
いったことに基づきまして、感染防止対策の徹底を図っております。

一方、救急活動以外の消防活動につきましても、職員のウイルス感染リスク、
その蓋然性が高くなりますことから、先ほどの救急隊と同様の標準予防策を講
じるよう周知徹底し、感染防止に努めておる状況でございます。

これらのほか、不特定多数の方と接する各種訓練、防火防災指導、立入検査
等々、これらを実施する際にも新型コロナウイルス等感染防止対策基準、これ
は先ほど申し上げましたが、この部内基準に従い、更には本年4月からは、コ
ロナとのつきあい方滋賀プラン、この各ステージ区分に応じた事業実施の可否
また、実施上の留意事項を定めた甲賀広域行政組合消防本部新型コロナウイルス
感染防止対策基準、これを本年の4月1日に設けた上で、救急活動以外にお
ける不特定多数の方との接触機会の低減、或いは感染リスクの軽減を図ってい
るといったところでございます。

なお、十分な感染対策を実施した場合でも、感染拡大につながるのがこのコ
ロナウイルスでございます。仮に陽性者が発生した際には、本年4月から本消
防本部に新たに設けております、危機管理課を中心に保健所と連携し、濃厚接
触者の洗い出しを行うことや、マニュアルの位置づけとして消防機関における
新型インフルエンザ対策のための業務継続計画を定め、職員が陽性となった場
合には、本計画に基づき、業務優先順位の選別、或いは出動対応の優先度等、
切れ目ない業務継続を図ることとしております。

また、近隣消防機関との応援協定に関しましては、既に締結してございまして、
先ほどの業務継続計画に包含される項目となります。先ほどの全員協議会の中

でもお話しさせていただきましたけれども、自前の消防力のみでは対応不可能な災害が発生した場合、例えば救急事案が重複するケースや、或いは万が一消防本部の救急隊がコロナ感染等により出動が叶わない場合にも、この本協定に基づき応援を要請、相互に協力することとしております。

参考まででございますが、本日お手元に配付させていただいております、この消防年報の20ページあたりに県内、或いは近隣消防機関との応援協定締結を掲載しておりますので、お目通し願いたいと思います。

引き続き、2点目の陽性者搬送の事案件数と対応、そして検証でございますが、一昨年12月、中国の武漢市においてその発生が確認され、翌年1月には国内感染例が明らかとなって以降、陽性者搬送の事案件数は、令和3年9月27日、昨日現在で68件を数えるに至っております。この期間中、これは令和2年8月3日からでございますが、発生した全ての救急搬送件数、約5,651件と比較していきますと、全体の約1.2パーセントを占めるような状況でございます。

また、出動時におきましては、消防本部が定めております、救急業務規程の中で、感染防止に係る全般的な規定を設けておりまして、その具体的な対応、対策につきましては、先ほど申し上げました総務省消防庁が例示する、救急隊の感染防止対策マニュアルに従い、救急活動における感染対策を図るよう各署所に周知徹底し、万全を期しながら救急隊員の安全確保に努めております。

具体的に申し上げますと、タイベックスーツ、ゴーグル、手袋、ゴム長、N95マスクを標準装備とするほか、先の6月組合議会におきまして御説明いたしました、アイソレーター装置等々を使用し、業務遂行に臨む救急隊員の感染防止対策を強化しておるような状況でございます。

更に、医療体制逼迫に伴う救急搬送困難事案の解消に向け、日頃から各医療機関とも顔が見える環境を築きながら、円滑な受け入れに御協力いただくなど、良好な関係を保っております。

また、有事の際には、滋賀県の調整本部である滋賀県COVID-19災害コントロールセンターと連携し、速やかな傷病者の搬送、或いは移送の確保に全力を挙げ、努めているところでございます。

次に、搬送後の検証に関してでございますが、出動隊員の感染防止管理、搬送先決定までの所要時間などを主眼に置き、陽性者の移送、搬送の全症例を検証しております。これまで出動しました68件のうち、出動隊員が濃厚接触に該当するような事案はございませんし、又、県下消防本部の中で唯一、甲賀消防本部職員の感染例は確認されておられません。このことは、日頃から本消防本部職員の徹底した感染対策の実施、コロナウイルスに罹患しないさせないといったこれまでの取り組みが功を奏しているものと自負するものでもございます。更には病院選定に苦慮し、現場滞在時間が1時間を超えるような陽性者の移送、搬送事案は、現在、発生していないものと承知しております。

続いて、消防本部としてこのSNS発信に関する御質問でございますが、昨今スマートフォン、情報通信端末の普及状況、或いは、SNSが国民生活に広く浸透し、利活用されている社会情勢を踏まえ、ソーシャルメディアを利用される方々に、この消防行政を身近に、又、理解を深めていただく1つの情報提供媒体として、一定のルールのもと、昨年3月23日からその運用を開始いたしました。

情報発信の担当でございますが、消防本部の消防総務課、庶務企画係が受け持っております。毎回ホットな話題が提供できるよう工夫を凝らし実施しているところでございます。更新頻度でございますが、可能な限り、概ね2日に1回以上の情報発信に努めるものとする努力規定を設け、計画的に週に2回程度は更新するよう心がけておるところでございます。

最後にLINEを設ける計画に関しましては、現在、LINEのほか、ツイッターやインスタグラムなど様々な媒体があり、それぞれの持ち合わせるコンテンツやユーザー数、利点等、フェイスブック以外のソーシャルメディアの選別を行いながら、活用を検討してまいりたいとこのように考えております。

以上答弁と致します。

議 長（辻重治） 山岡議員。

5 番（山岡光広） 丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。特に、新型コロナウイルスに関する問題については、文字通り、徹底した感染対策を講じておられますこともよく分かりました。ありがとうございます。その上で2点だけお尋ねをしたいと思います。

まず、1つは、陽性者搬送の案件ですけれども、これまで68件あったということなんですけどね、これはあくまでも、もう既に陽性者だということが分かった人の件数なのか、いわゆる発熱等があつて調子が悪くなって搬送した、結果的に陽性者だったとかいう場合も勿論あるかと思うんですけれども、その辺は68件の件数のカウントですね、その点について1つお尋ねしたいと思います。

もう1つは、先ほども感染リスクの軽減を徹底するというのと、感染防止対策を徹底しておられるというのは、色んな角度から御説明いただきましたのでよく分かりました。職員さんが安心して働けるという意味で1つだけその点でお尋ねしたいんですけれども、いわゆるその、ワクチンは早速のところ打ってもらったということなんですけれども、例えば定期的に頻回検査、PCR検査をするというようなことは考えておられないのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

議 長（辻重治） 管理者。

管 理 者（生田邦夫） 全く打ち合わせなしに出てきました。

2問目の御質問なされたリスクの軽減のところ、PCR検査の話がございました。その前に3回目のワクチン接種が迫ってきております。医療職というのと、その救急の現場にいる人、或いは不特定多数の人との接触のある方に関しては、同じ扱いでいくつもりをしております。一般の住民に対するワクチン接種というものよりは、早いに始めております。そうしますと、大体8箇月後に3回目という形を一応、国は言っているんですが、何も決まった規定もありませんし、全く証明もされておられません。大体6箇月から全体にワクチンの抗体が下がってまいります。下がってきまして、調べておりますが、3回目は必要であるということ間違いないと思っております。

これをいつの段階で始めるかということ。それからもう1つは誰から始めるか、どの職種から始めるかということがございますが、一般の住民よりは早いとこ、不特定多数の人と接触する方は始めなければならんと思っておりますので、現場においてどうこうなっているということ、例えば現場というのは、救急隊も含めて早いことしなければならんということですので、その依怙臆負はするつもりはございませんが、現実には早く始めている職種の1つでございますので、一般の方よりは救急隊員の人とか、こういう形の不特定多数の人に接する方は早いとこ始めるべきだと思っております。

ですから今までのとおりみたいに、お年寄りから始めるか、動きのないお年寄りは先に始める必要はございません。むしろ、その動きの少ないお年寄りに接触するところの職員から始めるのが理にかなった方法だと思っております。介護を受けている方でどこかに入所している方と、その入所施設に出入りしている職員からとしたら、どっちが先に始めないとならんかと言ったら、私は介護職の方が先だという風に思っております。それと同じことで、救急隊員の人たちは、医療職というのと同じ扱いでいきます。ということですので、誠に申し

訳ございませんが、判断させていただきまして、早いこと始めさせていただきます。これは御了解願いたいと思います。

先に戻しますが、もう1つのPCR検査を早いことするかどうか、その頻回に、定期的にやるかということですが、私は、意味ないと思っております。むしろ、それぞれの持っているところの抗体の値がどれだけ下がってきているかということの検査をして、その一定の域以下になった、これでは免疫抗体としては下がってきている人に関しては、3回目、或いはその次の段階として、ワクチンの接種という形にいかなきやならないという風に思います。誠に申し訳ございません。PCR検査を常時せよと、ずっと言い続けておられるお考えのグループがあるということは承知しております。また、皆さん方も山岡さんもそういうお考えだと思いますが、私としましては、むしろ、抗体がどれだけ下がってきているかということの検査をして、それが足りなくなってきた人に対しては補充する形かなと、余計なことを申しましたが、そういうつもりでやっていかしてもらおうと思っております。

1問目の陽性者のことに関しては消防長にお願いします。以上でございます。

議長（辻重治） 消防長。

消防長（本田修二） 失礼いたします。新型コロナ陽性者の68件の内訳でございますが、救急隊出動時に既に陽性が確定済みの移送件数が41件、出動時には陽性が確定しておらず、搬送先の医療機関で確定診断された方の搬送が27件、計68件でございます。それが内訳でございますし、先ほど管理者の方が申されましたこのPCR検査、或いはワクチンの接種につきましても、正副管理者から御理解をいただきながら、この新型コロナウイルスだけでなく、感染症法に基づく、例えば結核患者さん等の搬送もケースとしてございますし、そういった場合につきましても、隊員が安心できるように、すぐに検査を受けなさいといったことで受検させていただいているのも現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（辻重治） 山岡議員。

5番（山岡光広） ありがとうございます。管理者から突然、御答弁ありましてありがとうございます。

ちょっと私、言っていたこととお答えいただいたことと食い違う部分があるんですけども、消防本部をはじめ、甲賀広域行政組合で働いておられる皆さんの健康を守る、命を守る、そういう立場からそういう人たちの感染をリスクを下げると、そのためにどうしたらいいのかということで、正副管理者がほかの所よりも率先してワクチン接種をやられたと、そのことを評価しながら同時に、安心を届けるためにも、検査をどうですかということ聞いたわけです。私は検査オンリーと言っていることは全くないわけですし、逆にワクチンオンリーということではなくて、ワクチンと検査を一体のものとして、全体としてどういう風に健康を守っていくのか、命を守っていくのかと、こういうことを全体として見ないといけないなという風に私は思っています。

したがって、繰り返し申し訳ない、申し訳ないと仰いましたけれども、申し訳ないどころか、積極的にやっていただいていることですので、それは評価をしたいと思います。しかも、3回目のワクチンのことについては、今一般的に言われています。そのこと質問しなかったんですけども、3回目の接種のことについても積極的に対応していくということをお答えいただきましたので、私は何よりも、職員さん、働いておられる皆さん、とりわけ、冒頭言いましたように、不特定多数の人たちと接する人たちが、やっぱり感染リスクをできるだけ少なくしていく、そのための対応を是非、管理者先頭に頑張ってくださいなと、そういう思いで質問させていただきましたので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

- 議 長（辻重治） では、答弁はよろしいですか。はい。
- 議 長（辻重治） これで、山岡光広議員の一般質問を終わります。
以上で、一般質問を終わります。
- 議 長（辻重治） お諮りします。
本定例会において議決された案件について、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議 長（辻重治） 異議なしと認めます。
したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。
- 議 長（辻重治） これで、本日の日程は全部終了いたしました。
令和3年第3回甲賀広域行政組合議会定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶をさせていただきます。
議員の皆様には2年間の長きにわたりまして、甲賀広域行政組合の議事に、終始、御熱心に審議をいただき、誠にありがとうございました。
新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で、議会活動も制限がありましたが、本当に慎重にお取り組みいただきましたことに感謝申し上げる次第でございます。
引き続き、議会に席を置かれる方、また、御勇退される方があるとお聞きをしましたが、共に幸多かれと心からお祈りを申し上げます。聞かせていただきますと、住み慣れたこの地を離れられる方もおられるようでございますけれども、湖南、甲賀をしっかりと持っていただけますようお願い申し上げます。
地球の温暖化で風水害の規模は、大変大型化してまいりました。またコロナ感染などで、命に係わる事態が非常に心配される機会が多くなっております。消防本部の活躍は重要な役割を担っていただいていると思います。どうか今後も市民の安心安全の確保のために頑張ってくださいと思います。
また、快適な生活と美しい町は、誰もの願いであります。センターの第2施設では、基幹的設備改良工事が計画的に進められており、令和6年3月の竣工が心待ちにされるところでございます。
最後になりましたが、甲賀広域行政組合の益々の御活躍と発展、そして両市の管理者様はじめ、職員の方々の御活躍と御多幸をお祈り申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。
これをもって、令和3年第3回甲賀広域行政組合議会定例会を閉会といたします。

（閉会 午後4時12分）

以上、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

甲賀広域行政組合議会議長 辻 重治

同 議会議員 小河 文人

同 議会議員 林田 久充